

台風19号により被災された皆さまへ 各種手続きについて

り災証明書

町では、り災証明書を発行しています。

▷申請に必要なもの 申請者の本人確認ができるもの
(運転免許証など)

▷申請先 町税務課窓口および各支所

※り災証明書について、税務課窓口で申請した場合は
その場で発行しますが、支所で申請した場合は後日
郵送となります。

◆問い合わせ 町税務課資産税係 (☎82-3111内線
113、114、118)

災害援護資金

住居が一定以上の被害を受けた場合、資金を借り受
けられます。詳細については、今号の広報に同封した
「復興かわら版84号」をご覧ください。

なお、前年の世帯全員の所得額の合計により借りら
れない場合があります。

▷対象 住居が半壊程度以上の被害を受けた人

▷利用できる金額 150万円～350万円

※被災の程度により貸付限度額が異なります。

▷申込方法 被災した世帯の世帯主が下記の必要なも
のをお持ちになり申込先へ提出

▷必要なもの ▶災害援護資金借入申込書▶り災証明
書▶世帯全員分の平成30年分所得証明書▶世帯全員
分の住民票の写し▶療養見込み機関と療養概算額が
記載された医師の診断書(世帯主が負傷し、療養機
関が1カ月以上見込まれる場合のみ)

▷返済期間 10年以内(据置期間3年)

▷申込期限 来年1月31日(金)

◆申込先・問い合わせ 町復興企画課被災者再建支援
室(☎82-3111内線371) へどうぞ。

税金について

被災された方の町税(町民税、固定資産税、国保税
など)の減免については、現在、国・県で方針を検討
中です。内容が明確になったときに、あらためてお知
らせします。

◆問い合わせ 町税務課町民税係(☎82-3111内線
112) へどうぞ。

住宅の応急修理

町では、被災した住宅の応急修理について、災害救
助法に基づき、次のとおり支援します。希望する人は、
事前に相談の上、申請してください。

▷対象世帯 ▶居住する住宅が、り災証明で半壊・大規
模半壊と判定された世帯▶一部損壊の住宅のうち、
日常生活に支障をきたす程度の被害が生じた世帯

※全壊の世帯は、応急修理をすることにより居住が可
能である場合は対象となります

▷対象となる修理

・屋根、はり、柱、床、外壁、基礎などの応急修理

・ドア、窓、サッシなど外部に面する開口部の応急修
理

・上下水道、電気、ガスなどの配管、配線の応急修理

・衛生設備の応急修理(トイレ・浴室など)

※工事は町が指定業者に委託して実施することになり
ます。

▷収入要件 半壊の場合、自らの資力では応急修理す
ることができない旨の申し出が必要です。なお、大
規模半壊以上の被害を受けた世帯は、収入などの要
件は問いません。

▷交付限度額 1世帯当たり59万5千円

※限度額以上の修理費用は自己負担となります

▷申請に必要なもの

▶印鑑

▶り災証明書(写し可)

▶住民票謄本

◆相談先・問い合わせ 町建築住宅課宅地整備係(☎82
-3111内線344) へどうぞ。

証明書手数料の免除

町では、被災された方が各種証明書を発行する際の
手数料を免除しています。手数料を免除するための手
続きなどは必要ありません。

▷対象者 台風19号により被災した方

▷免除する証明書 役場庁舎および各支所で交付する
各種証明書

▷実施期限 来年2月末まで

※3月16日～4月10日の期間も免除します。

◆問い合わせ 町町民課住民記録係(☎82-3111内線
121、122) へどうぞ。

電気料金の特別措置

東北電力では、次のとおり支援措置を行っています。支援を受けるためには申し込みが必要です。詳細についてはお問い合わせください。

▷支援措置

- ・電気料金の支払期日の延伸
- ・不使用月の電気料金の免除
- ・使用不能設備に相当する基本料金の免除など

▷受付時間 ▶月～金曜日…午前9時～午後6時▶土曜日…午前9時～午後5時（祝日を除く）

◆**申込先・問い合わせ** 東北電力（☎0120-175-466）へどうぞ。

上下水道料金の減免

台風19号で被災された方を対象に、11月請求分（10月使用分）の上下水道料金を次のとおり減免します。

あらかじめ、リ災を確認できた方については、減免後の額で11月分を請求しますので、減免するための手続きなどは必要ありません。

なお、リ災証明書が発行された方で、11月請求分の料金が減免されていない方はご連絡ください。

▷減免の内容および対象

- ・全額免除…全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊のリ災証明書が発行された家屋
- ・基本料金のみ請求…断水および濁水が発生した船越四十八坂地区および大浦地区

◆**問い合わせ** 町上下水道課上水道庶務係（☎82-3111内線253、254）へどうぞ。

医療・介護について

◎国民健康保険医療費の一部負担金および介護サービス利用料の免除について

現在、国民健康保険医療費の一部負担金および介護サービス利用料の免除を実施するため、準備作業を行っています。手続きなどの詳細が決まりしだいお知らせします。

なお、東日本大震災の免除を受けている方は、すでにお持ちの免除証明書をそのままお使いください。

▷台風19号に係る免除の対象者 山田町国民健康保険または介護保険の加入者で、住宅が「全半壊」「床上浸水」の被害にあわれた方

◎保険証などを紛失した方について

台風19号により被災して保険証などを紛失した方は、医療機関の窓口で次のことを伝えれば受診できます。

▶①氏名、②生年月日、③住所・連絡先、④事業所（保険の種類）など

◆**問い合わせ** ▶医療費について…町町民課国民健康保険係（☎82-3111内線131、132）▶介護サービスについて…町長寿福祉課介護保険係（☎82-3111内線134、135）へどうぞ。

ごみの処理について

船越家族旅行村付近での災害ごみの受け入れは、終了しています。

なお、台風19号などにより発生した土砂などの災害ごみは、宮古清掃センター（宮古市小山田）で受け入れられています。

◆**問い合わせ** 町町民課環境衛生係（☎82-3111内線125、126）へどうぞ。

◎清掃作業の際は感染症にご注意を

清掃作業の際に土ほこりが目や口に入ると、結膜炎になったりのとや肺に炎症を起こすことがあります。

清掃作業をされる際には、ゴーグルとマスクを着用し、土ほこりが体内に入らないようにしましょう。もしも、目に異物が入り、洗浄しても充血している場合は医療機関を受診してください。また、感染症を予防するため、清掃終了後や食事前、トイレの前後にはしっかりと手洗い、うがいをするようにしましょう。

◆**問い合わせ** 町健康子ども課健康づくり係（☎82-3111内線615）へどうぞ。

災害ボランティア

山田町社会福祉協議会では「山田町災害ボランティアセンター」を開設しています。ボランティアが必要な人はお問い合わせください。

▷受付時間 午前8時半～午後4時（土、日曜日含む）

▷ボランティアの内容 家屋内の片付け、清掃、泥出し、家具の移動、食器洗いなど

▷留意事項 ▶専門的技術や危険を伴う作業など、ご要望にお応えできない場合もあります。▶ボランティアが確保できない場合、すぐにご要望にお応えできない場合もあります。▶一般住宅にお伺いします。事業所や倉庫の片付けなどのご要望に

はお応えできません。▶ボランティアは無料です。飲食物の用意も不要です。

◎ボランティアの活動者を募集しています

ボランティアとして活動してくださる方を募集しています。受付時間などは次のとおりです。

▷受付時間 午前8時半～9時

▷受付場所 保健センター1階機能回復訓練室

▷活動時間 午前10時～午後3時

◆**問い合わせ** 山田町災害ボランティアセンター（☎080-5743-2679）または（☎080-5743-6731）へどうぞ。